

組合員手続きのご案内

組合員の皆様の高齢化が進んでおります。まだ名義変更ができていない人は、是非この機会に相続・譲渡の手続きをお願いします。



相続手続きについて知っておく5つのこと

- ① 死亡した後の名義変更は、権利の「相続」によって行います。
- ② 組合員の権利は、一人にのみ相続できます。
- ③ 「山林名義」は法務局、「組合員名義」は組合に届けます。
- ④ 相続人に孫が入ると、手続きが大変です。
- ⑤ 名義人が亡くなっていたら、相続しないと脱退はできません。

◎相続の手続きは、**相続の権利がある人全員から署名・実印の押印・印鑑証明の提出が必要**になります。世代が増えると必要な書類を集めるのが非常に大変になりますので、お早めのお手続きをお願い致します。
◎譲渡の手続きには同意書は必要ありません。

相続…組合員が死亡している場合

提出書類

- ①相続届もしくは相続による加入申込書
- ②遺産分割協議書（コピー可）
- ③同意書（相続権者全員からの同意が必要）
- ④印鑑証明（相続権者全員分/原本）
- ⑤改製原戸籍・除籍謄本等（相続関係が分かる書類）

※②がある場合は③・④・⑤は不要です。
※お手続きには実印と印鑑証明が必要です。

※定款では死亡日から90日以内に手続きを行うように定められておりますので、お済みでない方は、お早めにお手続きをお願いします。

お問い合わせ先

久万高原町久万265番地3
久万広域森林組合 総務部
電話：0892-21-1255

- ◆ 郵送でのお手続きも可能です。是非、ご連絡下さい。
- ◆ 住所の変更や集落・組・寺・神社などの代表が変更になった場合もお手数ですが、ご連絡をお願い致します。

譲渡…生前に権利を譲りたい場合

提出書類

- ①持分譲渡承認願（譲り渡す人）
- ②持分譲渡に伴う加入申込書（譲り受ける人）
- ③持分譲渡承諾願（譲り受ける人）

※山林を受け継ぐ人を基本的に譲渡してください。
※譲渡手続きは理事会の承認が必要なので、手続きにお時間をいただきます。理事会は年に数回開催されますが、開催日は未定です。予めご了承ください。

その他にも…

加入・増資・減資・脱退の手続きがあります。

- ※ 出資は、1口：千円です。
- ※ 脱退のお申し込みは、年度末の60日前までの受付です。ご不明な点はお問合せください。

平成30年10月20日・21日 第48回林業まつり開催のお知らせ



※写真は平成29年度の様子です。

支所のご紹介

久万高原町役場の各支所内に当組合の支所があります。組合員変更や購買品の販売等を行っておりますので、お気軽にお越しください。

○営業時間：8：30～15：00（土・日・祝・年末年始休み）

- ◆面河支所：電話 0892-58-2105
- ◆美川支所：電話 0892-56-0221
- ◆柳谷支所：電話 0892-54-2226